

## 活用しよう！農業関連補助事業

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

全ての補助事業について、さらに詳細な交付条件(町税に滞納がない者等)があります。購入前に申請が必要のため必ず申請前にお問合せください。

### 【新規就農者農業機械購入費補助事業】

**対象者** 農地を所有または借用することにより、営農の継続が見込まれる新規就農者

**対象経費** 営農に必要な管理機、耕運機またはトラクターを新たに購入する経費

ただし、機械の購入費で2万円(税抜)以上のもの

**補助金額** 対象経費の1/2以内(上限10万円)



町ホームページ

### 【認定農業者支援事業】

**対象者** 神川町に住所を有する認定農業者等

**対象経費** 新規作物・新技術の導入等に必要な機械や施設に要する経費※トラクター・コンバイン等汎用性が高い機械購入経費は対象外です。

**補助金額** 対象経費の1/2以内(上限50万円)

**その他** 申請後、認定審査会の審査により決定を判断します。

### 【特産品(梨)振興事業】

**対象者** 梨を生産・販売する農業者

**対象経費** 病害虫防除に用いる交信錯乱剤(コンフューザー)の購入経費

**補助金額** 対象経費の1/2以内(上限5万円)

※苗木、土壌処理剤の購入および抜根に要する費用の補助もあります。詳細はお問合せください。

### 【鳥獣害防除対策事業】

**対象者** 町内に農地を所有または農地を借用し、継続的に農産物を生産し販売している農業者

**対象経費** 鳥獣による農作物被害防除のために設置するネット、テグス、電気柵等の設置にかかる資材経費

ただし、資材の購入費で2万円(税抜)以上のもの

**補助金額** 対象経費の1/2以内(上限5万円)

### 【新規就農青年育成奨励金】

**対象者** 年間150日以上かつ1200時間農作業に従事した新規就農者等

新たに農業に従事した日から起算して3年を経過する日まで申請可能

**対象年齢** 18歳以上45歳未満

**報奨金額** 10万円 ※奨励金を支給された方は3年間就農状況確認書の提出が必要です。

### 【耕作放棄地再生事業補助金】

**対象者** 耕作放棄地(遊休農地)を解消して営農を再開する方

**対象経費** 解消等に係る費用

**補助金額** 対象経費の1/3以内(上限10万円)

### 【農業経営収入保険加入促進補助金(令和8年度新規事業)】

農業経営収入保険(収入保険)の加入を促進し、農業経営の安定化を図ることを目的に加入者が負担する保険料の一部を補助します。

**対象者** 町内に住所を有し、収入保険に係る保険関係を成立させている方

**対象経費** 収入保険の加入者が負担することとなる保険料(積立金および付加保険料を除く)

**補助金額** 対象経費の1/2以内(上限5万円)※1人1回限り

## 下久保ダム取水制限へ！農業用水の節水を

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

下久保ダム貯水量が高温や少雨により大幅に低下したことを受け、関係機関を集めた神流川における水利使用者会議にて5月下旬から10%の取水制限を実施すると決定されました。今後も状況に応じて制限が変動する可能性があります。

農業用水の利用について、かけ流しにより必要以上の水を流さないよう適切な**管理・節水**にご協力をお願いします。



下久保ダム管理事務所ホームページ



### 【給水栓の破損事故が多発】

トラクターなどで農作業中に給水栓を破損させてしまう事故や経年劣化による給水栓の水漏れ、破損事故が多発しています。修理完了まで周辺の農地で農業用水の利用ができなくなります。事故等を未然に防ぐためにも、事故防止の対策をするようお願いいたします。

※給水栓の修理費は個人負担です。

## くらしの110番 電気の契約トラブルに注意

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

電力、ガスの小売が全面自由化されて以降、自分の生活スタイルに合った契約や他のサービスと組み合わせで安くなる契約などを消費者が自由に選択ができるようになりました。

一方で「大手電力会社を名乗られ騙された」「集合住宅全体に影響するかのようにつげられた」「安くなると勧誘されたが実際は高額になった」「他のサービスをしつつこく勧誘された」「検針票を見せてしまい個人情報心配だ」などの相談が寄せられています。

**【事例】** 突然自宅に来た業者から「電気代が安くなるので契約を変えた方が良い」と勧誘され契約した。するとその後に、ウォーターサーバーや健康相談、生活サポートなどの契約を何時間もしつつこく勧誘された。根負けして契約してしまったが、すべて解約したい。

### 消費者へのアドバイス

- ①契約の意思がない場合ははっきりと断りましょう。集合住宅全体に関わるかのように言われた場合は管理人や管理会社に確認しましょう。
- ②その場ですぐに契約せず事業者名や契約内容をしっかり確認したうえで判断しましょう。
- ③検針票(契約内容が確認できるアプリ画面等)を安易に見せないようにしましょう。電気の契約は検針票に記載されている情報をもとに行われているため、勝手に契約の切り替え手続きをされてしまう恐れもあります。
- ④訪問販売や電話勧誘での契約はクーリング・オフできる可能性があります。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや) 埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999